

平成22年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

老人保健特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

公共下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第20号

平成22年度能美市一般会計予算

平成22年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,813,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6, 7 4 6, 0 0 0
	1 市 民 税	2, 4 5 5, 4 6 5
	2 固 定 資 産 税	3, 3 5 2, 9 3 5
	3 軽自動車税	8 5, 9 9 2
	4 市たばこ税	2 3 5, 0 0 0
	5 鉦 産 税	1
	6 特別土地保有税	1
	7 入 湯 税	1 0, 5 0 0
	8 都市計画税	6 0 6, 1 0 6
2 地方譲与税		2 4 0, 0 0 0
	1 地方揮発油譲与税	6 0, 0 0 0
	2 自動車重量譲与税	1 8 0, 0 0 0
	△ 地方道路譲与税	0
3 利子割交付金		2 5, 0 0 0
	1 利子割交付金	2 5, 0 0 0
4 配当割交付金		6, 0 0 0
	1 配当割交付金	6, 0 0 0

(単位：千円)

款	項	金 額
5 株式等譲渡所得割交付金		3, 0 0 0
	1 株式等譲渡所得割交付金	3, 0 0 0
6 地方消費税交付金		4 0 0, 0 0 0
	1 地方消費税交付金	4 0 0, 0 0 0
7 ゴルフ場利用税交付金		4 0, 0 0 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	4 0, 0 0 0
8 自動車取得税交付金		6 0, 0 0 0
	1 自動車取得税交付金	6 0, 0 0 0
9 地方特例交付金		8 8, 0 0 0
	1 地方特例交付金	8 8, 0 0 0
10 地方交付税		4, 3 5 0, 0 0 0
	1 地方交付税	4, 3 5 0, 0 0 0
11 交通安全対策特別交付金		8, 0 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	8, 0 0 0
12 分担金及び負担金		6 6 6, 5 7 7
	1 分 担 金	3, 1 4 4
	2 負 担 金	6 6 3, 4 3 3

(単位：千円)

款	項	金 額
13 使用料及び手数料		368,392
	1 使用料	346,088
	2 手数料	22,304
14 国庫支出金		2,512,096
	1 国庫負担金	1,417,189
	2 国庫補助金	1,083,909
	3 国庫委託金	10,998
15 県支出金		938,348
	1 県負担金	441,070
	2 県補助金	362,480
	3 県委託金	134,798
16 財産収入		28,640
	1 財産運用収入	26,640
	2 財産売払収入	2,000
17 寄附金		4,771
	1 寄附金	4,771
18 繰入金		717,004

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 基金繰入金	717,004
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		398,872
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	10
	3 貸付金元利収入	251,669
	4 受託事業収入	3,184
	5 雑入	144,007
21 市債		3,162,300
	1 市債	3,162,300
歳 入	合 計	20,813,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		191,636
	1 議会費	191,636
2 総務費		2,034,400
	1 総務管理費	1,593,352
	2 徴税費	291,102
	3 戸籍住民基本台帳費	72,241
	4 選挙費	39,885
	5 統計調査費	17,235
	6 監査委員費	20,585
3 民生費		7,127,183
	1 社会福祉費	2,506,290
	2 児童福祉費	4,441,485
	3 生活保護費	179,368
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,476,981
	1 保健衛生費	789,679
	2 環境衛生費	164,008

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	5 2 3, 2 9 4
5 労 働 費		2 6, 7 6 5
	1 労 働 費	2 6, 7 6 5
6 農林水産業費		4 0 7, 0 6 6
	1 農 業 費	3 3 0, 1 8 4
	2 林 業 費	7 6, 8 3 5
	3 水 産 業 費	4 7
7 商 工 費		6 9 0, 1 6 5
	1 商 工 費	6 9 0, 1 6 5
8 土 木 費		3, 1 3 7, 2 0 2
	1 土 木 管 理 費	8 4, 1 9 2
	2 道 路 橋 り ょ う 費	9 8 7, 7 7 3
	3 河 川 費	2 4, 0 8 6
	4 都 市 計 画 費	1, 9 9 8, 6 9 8
	5 住 宅 費	4 2, 4 5 3
9 消 防 費		2 8 3, 6 5 4
	1 消 防 費	2 8 3, 6 5 4

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		2, 178, 263
	1 教育委員会費	262, 410
	2 小学校費	543, 781
	3 中学校費	193, 066
	4 社会教育費	706, 769
	5 保健体育費	472, 237
	△ 幼稚園費	0
11 災害復旧費		500
	1 災害復旧費	500
12 公債費		3, 233, 786
	1 公債費	3, 233, 786
13 諸支出金		17, 399
	1 基金費	17, 399
14 予備費		8, 000
	1 予備費	8, 000
歳 出	合 計	20, 813, 000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報システム更新事業	平成23年度	100,400千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
防災行政無線デジタル化事業債	15,900	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
福岡保育園増設事業債	61,200			
福岡保育園周辺整備事業債	8,900			
辰口保育園建設事業債	602,900			
県営土地改良事業負担金	11,800			
ため池等整備事業負担金	13,200			
地方道路等整備事業債	31,400			
地方特定道路整備事業債	36,900			
交通安全施設等整備事業債	25,600			
小松インター線整備事業債	237,500			
サントウン12号線整備事業債	14,900			
和気7号線整備事業債	4,200			
三ツ口岩本線整備事業債	19,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
水辺環境整備事業債	11,800	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
地方特定道路整備事業債（街路）	27,000			
南中央線道路改良事業債	21,300			
J R 寺井駅周辺整備事業債	601,300			
浜小学校耐震補強事業債	46,100			
粟生小学校耐震補強事業債	58,500			
湯野小学校大規模改造事業債	66,800			
寺井中学校耐震補強事業債	46,100			
臨時財政対策債	1,200,000			
計	3,162,300			

議案第 2 1 号

平成 2 2 年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成 2 2 年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 2 5 8, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1, 168, 969
	1 国民健康保険税	1, 168, 969
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		937, 998
	1 国庫負担金	766, 680
	2 国庫補助金	171, 318
4 療養給付費等交付金		329, 706
	1 療養給付費等交付金	329, 706
5 前期高齢者交付金		956, 515
	1 前期高齢者交付金	956, 515
6 県支出金		177, 864
	1 県負担金	25, 212
	2 県補助金	152, 652
8 共同事業交付金		444, 996
	1 共同事業交付金	444, 996
9 財産収入		182

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	1 8 2
10 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
11 繰 入 金		2 4 1, 6 1 0
	1 一般会計繰入金	2 4 1, 6 0 0
	2 基金繰入金	1 0
12 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
13 諸 収 入		1 3 0
	1 延滞金加算金及び過料	5 0
	2 預 金 利 子	1 0
	4 雑 入	7 0
歳 入	合 計	4, 2 5 8, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		91,432
	1 総務管理費	81,405
	2 徴税費	9,780
	3 運営協議会費	247
2 保険給付費		2,940,605
	1 療養諸費	2,640,185
	2 高額療養費	275,800
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	3,600
3 後期高齢者支援金等		487,953
	1 後期高齢者支援金等	487,953
4 前期高齢者納付金等		1,148
	1 前期高齢者納付金等	1,148
5 老人保健拠出金		6,264
	1 老人保健拠出金	6,264
6 介護納付金		186,135

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 介護納付金	1 8 6, 1 3 5
7 共同事業拠出金		4 8 6, 1 2 5
	1 共同事業拠出金	4 8 6, 1 2 5
8 疾病予防費		4 9, 4 9 1
	1 特定健康診査等事業費	2 9, 2 4 1
	2 疾病予防費	2 0, 2 5 0
9 基金積立金		1 8 2
	1 基金積立金	1 8 2
10 公 債 費		1, 0 0 0
	1 公 債 費	1, 0 0 0
11 諸支出金		6, 6 6 5
	1 償還金及び還付加算金	4, 0 4 0
	2 繰 出 金	2, 6 2 5
12 予 備 費		1, 0 0 0
	1 予 備 費	1, 0 0 0
歳 出	合 計	4, 2 5 8, 0 0 0

平成 22 年度能美市老人保健特別会計予算

平成 22 年度能美市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		4
	1 支払基金交付金	4
2 国庫支出金		2
	1 国庫負担金	2
3 県支出金		2
	1 県支出金	2
4 繰入金		600
	1 一般会計繰入金	600
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		191
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	188
歳入	合計	800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 医療諸費		610
	1 医療諸費	610
2 諸支出金		190
	1 償還金及び還付金	189
	2 繰出金	1
歳出	合計	800

議案第 23 号

平成 22 年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成 22 年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 448,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		341,406
	1 後期高齢者医療保険料	341,406
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		106,191
	1 一般会計繰入金	106,191
5 繰越金		303
	1 繰越金	303
6 諸収入		70
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	20
	5 雑入	30
歳入	合計	448,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		9,373
	1 総務管理費	557
	2 徴収費	8,816
2 後期高齢者医療広域連合納付金		438,357
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	438,357
3 諸支出金		170
	1 償還金及び還付加算金	160
	2 繰出金	10
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	448,000

議案第 2 4 号

平成 2 2 年度能美市介護保険特別会計予算

平成 2 2 年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ 3, 4 0 7, 5 0 0 千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ 1 1, 0 0 0 千円と定める。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
 - 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 3 0 0, 0 0 0 千円、サービス事業勘定 5, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		609,792
	1 介護保険料	609,792
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		724,321
	1 国庫負担金	575,861
	2 国庫補助金	148,460
4 支払基金交付金		998,212
	1 支払基金交付金	998,212
5 県支出金		501,233
	1 県負担金	489,832
	2 県補助金	11,401
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		482,705

(単位：千円)

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	482,705
9 繰越金		10
	1 繰越金	10
10 諸収入		197
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	147
11 市債		91,000
	1 市債	91,000
歳入	合計	3,407,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		48,305
	1 総務管理費	18,084
	2 徴収費	4,148
	3 介護認定審査会費	26,073
2 保険給付費		3,279,000
	1 介護サービス等諸費	2,981,604
	2 介護予防サービス等諸費	128,400
	3 その他諸費	3,876
	4 高額介護サービス等費	50,268
	5 高額医療合算介護サービス等費	600
	6 特定入所者介護サービス等費	114,252
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		75,259
	1 介護予防事業費	48,448
	2 包括的支援事業・任意事業	26,811
5 基金積立金		10

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 基金積立金	1 0
6 公 債 費		4, 4 7 6
	1 公 債 費	9
	2 財政安定化基金償還金	4, 4 6 7
7 諸支出金		2 4 0
	1 償還金及び還付加算金	2 4 0
8 予 備 費		2 0 0
	1 予 備 費	2 0 0
歳 出	合 計	3, 4 0 7, 5 0 0

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		10,960
	1 介護予防サービス収入	10,960
2 繰入金		10
	1 一般会計繰入金	10
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		20
	1 預金利子	10
	2 雑入	10
歳 入	合 計	11,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8, 2 9 3
	1 総務管理費	8, 2 9 3
2 サービス事業費		2, 6 0 7
	1 居宅サービス事業費	2, 6 0 7
3 予 備 費		1 0 0
	1 予 備 費	1 0 0
歳 出	合 計	1 1, 0 0 0

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	(千円) 91,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
計	91,000			

議案第25号

平成22年度能美市公共下水道事業特別会計予算

平成22年度能美市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,116,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		40,401
	1 負担金	40,401
2 使用料及び手数料		699,211
	1 使用料	699,200
	2 手数料	11
3 国庫支出金		10,000
	1 国庫補助金	10,000
4 財産収入		1,178
	1 財産運用収入	1,178
5 繰入金		785,000
	1 一般会計繰入金	774,000
	2 基金繰入金	11,000
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
8 市債		580,800
	1 市債	580,800
歳入	合計	2,116,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		655,248
	1 事業費	655,248
2 公債費		1,460,174
	1 公債費	1,460,174
3 諸支出金		1,178
	1 基金費	1,178
歳出	合計	2,116,600

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	(千円) 61,800	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
公共下水道事業債	19,000			
下水道資本費平準化債	400,000			
公共下水道事業債 (特別措置分)	100,000			
計	580,800			

議案第 26 号

平成 22 年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成 22 年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,800
	1 分担金	900
	2 負担金	900
2 使用料及び手数料		29,510
	1 使用料	29,509
	2 手数料	1
3 県支出金		19,428
	1 県補助金	19,428
4 財産収入		61
	1 財産運用収入	61
5 繰入金		46,000
	1 一般会計繰入金	31,900
	2 基金繰入金	14,100
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 市債		32,100
	1 市債	32,100

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	128,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		77,983
	1 事業費	77,983
2 公債費		50,856
	1 公債費	50,856
3 諸支出金		61
	1 基金費	61
歳出	合計	128,900

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	(千円) 17,100	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
下水道資本費平準化債	15,000			
計	32,100			

議案第 27 号

平成 22 年度能美市温泉事業特別会計予算

平成 22 年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

平成 22 年 3 月 5 日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		9,870
	1 使用料	9,870
2 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		5
	1 預金利子	5
歳入	合計	9,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		6,941
	1 温泉事業費	6,941
2 諸支出金		2,959
	1 基金費	2,959
歳出	合計	9,900

平成22年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	18,102戸
(2) 年間総給水量	6,583,000m ³
(3) 一日平均給水量	18,000m ³
(4) 主要な建設改良工事	
1. 配水管整備事業	
2. 配水管改良事業	
3. 施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 水道事業収益	735,100千円
第1項 営業収益	732,570千円
第2項 営業外収益	2,530千円

(支出)

第1款 水道事業費用	726,800千円
第1項 営業費用	573,030千円
第2項 営業外費用	153,670千円
第3項 特別損失	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額384,600千円は、過年度分損益勘定留保資金373,354千円、当年度分消費税資本的収支調整額11,246千円で補填するものとする。)

(収 入)		
第1款 資 本 的 収 入		127,400千円
第1項 企 業 債		99,000千円
第2項 工 事 負 担 金		600千円
第3項 分 担 金		24,300千円
第4項 雑 収 入		3,500千円
(支 出)		
第1款 資 本 的 支 出		512,000千円
第1項 建 設 改 良 費		269,700千円
第2項 企 業 債 償 還 金		242,300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	99,000千円	証書借入 借入時期は平成22年度とする。 ただし、工事の進捗状況等により 起債の全部又は、一部を翌年度に 繰り越して借り入れることができ る。	5.0 % 以内	起債年度から据 置期間を含めて 30年以内に償 還する。
配水管改良事業				
施設改良事業				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第7条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

43,136千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、14,204千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水管整備事業	構築物	配水管	φ50~100 L=355.0 m
2. 配水管改良事業	構築物	配水管	φ75~100 L=1,229.0 m
3. 施設改良事業	建物	自家用発電設備	一式

(2) 処分する資産

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	配水管	φ75 L=130.0 m
構築物	配水管	φ100 L= 54.0 m
構築物	配水管	φ125 L=761.5 m
構築物	配水管	φ150 L=226.6 m

平成22年3月5日提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成22年度能美市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		9社
(2) 年間総給水量	辰口第一工業用水道	9,271,000m ³
	辰口第二工業用水道	2,482,000m ³
	根上地区工業用水道	3,358,000m ³
(3) 一日平均給水量	辰口第一工業用水道	25,400m ³
	辰口第二工業用水道	6,800m ³
	根上地区工業用水道	9,200m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 辰口第一工業用水道事業収益	92,500千円
第1項 営業収益	92,360千円
第2項 営業外収益	140千円
第2款 辰口第二工業用水道事業収益	85,100千円
第1項 営業収益	85,070千円
第2項 営業外収益	30千円
第3款 根上地区工業用水道事業収益	97,100千円
第1項 営業収益	95,680千円
第2項 営業外収益	1,420千円

支 出

第1款 辰口第一工業用水道事業費用	91,400千円
第1項 営業費用	78,360千円
第2項 営業外費用	13,040千円
第2款 辰口第二工業用水道事業費用	73,600千円
第1項 営業費用	61,820千円
第2項 営業外費用	11,780千円
第3款 根上地区工業用水道事業費用	108,500千円
第1項 営業費用	85,870千円
第2項 営業外費用	22,630千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額165,100千円は、過年度分損益勘定留保資金144,316千円、当年度分損益勘定留保資金17,498千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,286千円で補てんするものとする。)

収 入

な し	
第1款 辰口第一工業用水道事業資本的支出	86,700千円
第1項 建設改良費	69,000千円
第2項 企業債償還金	17,700千円
第2款 辰口第二工業用水道事業資本的支出	23,400千円
第1項 企業債償還金	23,400千円
第3款 根上地区工業用水道事業資本的支出	55,000千円
第1項 企業債償還金	55,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第6条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 17,121千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |

(重要な資産の取得)

第7条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)	
1 辰口第一工業用水道事業	構築物	配水管	φ200 L=1035m	

平成22年3月5日 提出

平成22年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病床 99床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)

入院(年間)	39,420人	入院(1日平均患者数)	108人
外来(年間)	71,270人	外来(1日平均患者数)	263人

(2)介護老人保健施設

入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者(年間)	26,640人	入所者(1日平均利用者数)	73人
通所者(年間)	5,650人	通所者(1日平均利用者数)	22人

(3)デイサービスセンター

定員	30人		
通所者(年間)	6,680人	通所者(1日平均利用者数)	26人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	1,984,000千円	第1款 病院事業費用	1,984,000千円
第1項 医業収益	1,673,515千円	第1項 医業費用	1,933,178千円
第2項 医業外収益	310,483千円	第2項 医業外費用	50,521千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	395,500千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	395,500千円
第1項 営業収益	395,015千円	第1項 営業費用	375,763千円
第2項 営業外収益	484千円	第2項 営業外費用	19,736千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円
第3款 デイサービスセンター事業収益	59,600千円	第3款 デイサービスセンター事業費用	59,600千円
第1項 営業収益	59,590千円	第1項 営業費用	59,597千円
第2項 営業外収益	9千円	第2項 営業外費用	2千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業資本的収入	136,955千円	第1款 病院事業資本的支出	189,275千円
第1項 企業債	52,600千円	第1項 建設改良費	52,624千円
第2項 負担金	81,729千円	第2項 企業債償還金	136,651千円
第3項 補助金	2,625千円		

第4項 寄附金

1千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額52, 320千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

収 入		支 出	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	0千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	33, 002千円
		第1項 建設改良費	4, 600千円
		第2項 企業債償還金	28, 402千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33, 002千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業 医療機器整備事業	2, 600千円 50, 000千円	普通貸借又は証券発行	5. 0%以内(ただし、利率見直し 方式で借りる場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その 債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200, 000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければならぬ。

(1)病 院	職員給与費	1, 171, 453千円	交際費	365千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	239, 270千円	交際費	150千円
(3)デイサービスセンター	職員給与費	34, 847千円	交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	436, 800千円	救急医療の確保に要する経費	57, 506千円
		医師等の研究研修に要する経費	1, 579千円
		追加費用に要する経費	14, 382千円
		児童手当に要する経費	4, 670千円
		企業債償還利子に要する経費	27, 229千円
		高度医療器械に要する経費	86, 424千円
		企業債償還元金に要する経費	81, 729千円
		経営安定に要する経費	163, 281千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	291, 732千円
(2)介護老人保健施設	21, 125千円
(3)デイサービスセンター	1, 738千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	手術用レトラクターセット	一式	市立病院
	CO2モニタ	一式	
	超音波眼軸長測定装置	一式	
	白内障超音波乳化吸引装置	一式	
	電動治療チェア	一式	
	高圧蒸気滅菌機	一式	
	卓上遠心機	一式	
	多機能心電計	一式	
	電動ベッド	一式	
	A-Vインパルスシステム	一式	
	手術顕微鏡	一式	
	全身麻酔装置	一式	
	ブラッドボリューム計	一式	
デジタルスケール付電動ベッド	一式		

平成22年3月5日 提出

能美市長 酒 井 悌次郎